

入職支度金制度について

1. 制度の目的

本制度は、遠方からご入職される方を対象に、引っ越しや生活立ち上げにかかる初期費用の負担を軽減し、円滑な入職を支援することを目的としています。

2. 支給対象者

以下のすべてを満たす方を対象とします。

- ・入職するにあたり、30km以上(直線距離)の転居が伴う方
- ・配属病院から半径2km圏内へ転居される方

3. 支給額

居住地から当院までの直線距離に応じ、以下のとおり入職支度金を支給します。

区分	居住地からの直線距離	支給額
近距離	30km～50km未満	10万円
中距離	50km～200km未満	15万円
遠距離	200km以上	20万円

4. 支給時期

入職後3か月経過後の給与分とあわせて支給します。

5. 提出書類

転居先の住所がわかる物(契約書の写しなど)

6. 返金規定

以下の場合は、支給した入職支度金を全額返金していただきます。

- ・入職後1年以内に退職、もしくは本人より退職の意向が出た場合

※在籍1年の定義には、休職期間、パート勤務期間、出勤状況が8割を下回る期間は含まれません。

- ・退職が決定した後の最終給与より、支給額を控除します。

7. 制度の適用について

- ・本制度は、2026年1月1日以降にご入職される方が対象となります。

以上